

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	NECフィールドディング株式会社
【英訳名】	NEC Fielding, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 中江 靖之
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-3457-7101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員兼総務法務部長 吉住 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-3457-7101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員兼総務法務部長 吉住 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当社第58期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び同日開催の当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において、それぞれ決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

- （本定時株主総会）  
平成26年6月24日
- （本種類株主総会）  
平成26年6月24日

### (2) 当該決議事項の内容

#### （本定時株主総会）

##### 第1号議案 A種種類株式発行に係る定款一部変更の件

平成26年6月24日を効力発生日として、A種種類株式を発行する旨の定款の定めを新設する。

##### （A種種類株式の内容）

当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

##### 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

平成26年7月30日を効力発生日として、次の内容の定款の定めを新設する。

当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう。以下「全部取得条項」という。）を付す旨

株主総会の決議により全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」という。）の全部を取得する場合には、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、当該取得の対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,811,111分の1株の割合をもって交付する旨

##### 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

平成26年7月30日を取得日として、当社が、全部取得条項付普通株式の株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主に対して、当該取得の対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,811,111分の1株の割合をもって交付する。

##### 第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中江靖之、小西国康、長榮浩一、大神田知史、松倉博之、庄司信一、團博己及び石井正則を選任する。

#### （本種類株主総会）

##### 議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

平成26年7月30日を効力発生日として、次の内容の定款の定めを新設する。

当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨

株主総会の決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合には、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、当該取得の対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,811,111分の1株の割合をもって交付する旨

(3) 当該決議事項に対する結果等  
 (本定時株主総会)

決議事項	賛成	反対	棄権	出席議決権数	賛成率	決議結果
第1号議案	535,525	176	0	535,723	99.96	可決
第2号議案	535,526	175	0	535,723	99.96	可決
第3号議案	535,523	178	0	535,723	99.96	可決
第4号議案						
中江 靖之	534,456	1,245	0	535,723	99.76	可決
小西 国康	535,564	137	0	535,723	99.97	可決
長榮 浩一	534,473	1,228	0	535,723	99.77	可決
大神田 知史	534,473	1,228	0	535,723	99.77	可決
松倉 博之	534,472	1,229	0	535,723	99.77	可決
庄司 信一	533,208	2,493	0	535,723	99.53	可決
團 博己	533,208	2,493	0	535,723	99.53	可決
石井 正則	533,208	2,493	0	535,723	99.53	可決

- (注) 1. 第1号議案から第3号議案までの可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(545,348個)の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(545,348個)の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。
3. 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等によるものを含む。)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(本定時株主総会の終了時点までに出席したすべての議決権の数)です。従いまして、下記(4)のとおり一部未加算の議決権数があるため、上記の賛成、反対及び棄権の各個数の合計と出席議決権数は一致しません。

(本種類株主総会)

決議事項	賛成	反対	棄権	出席議決権数	賛成率	決議結果
議案	535,496	195	0	535,723	99.96	可決

- (注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(545,348個)の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 出席議決権数とは、議決権行使書(インターネット等によるものを含む。)による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(本種類株主総会の終了時点までに出席したすべての議決権の数)です。従いまして、下記(4)のとおり一部未加算の議決権数があるため、上記の賛成、反対及び棄権の各個数の合計と出席議決権数は一致しません。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等によるものを含む。)による事前行使分及び当日出席の株主のうち当社が議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権数は加算しておりません。